

水道直結式スプリンクラー設備に関する誓約書

(あて先)

宇都宮市上下水道事業管理者

所有者 住所
氏名
設置場所 宇都宮市
建物の名称
給水番号

水道直結式スプリンクラー設備（以下「スプリンクラー設備」という。）の設置申請にあたり、下記の条件を承諾し適正に管理するとともに、誓約事項について遵守します。

記

1. 使用者等への周知

スプリンクラー設備について、次のような特徴を理解し使用者等に周知します。

- (1) 水道が断水するとき、また配水管の水圧が低下したときなどは正常な効果が得られないこと。
- (2) 災害その他の正当な理由によって、一時的な断水や水圧低下等によりスプリンクラー設備の性能が十分発揮されない状態が生じても水道事業者には責任はないこと。
- (3) スプリンクラー設備が設置された家屋、部屋を賃貸する場合には、上記のような条件がついている旨を借家人に熟知させること。
- (4) スプリンクラー設備の所有者を変更するときは、上記の事項について譲渡人に熟知させること。また、変更後の所有者等にこの給水装置が条件付のものであることを熟知させること。
- (5) 本スプリンクラー設備の設計は、他の給水用具（水栓等）を閉栓した状態で使用するものとして計算していること。

2. スプリンクラー設備の維持管理等

- (1) スプリンクラー設備の火災時以外における作動、及び火災時の水道事業にその責を求められない非作動に係る影響に関する責任について、水道事業者に求めることはありません。
- (2) 所有者又は使用者等は、スプリンクラー設備を含む給水装置を善良な管理義務をもって行い、当該設備を介して連結している水栓からの通水の状態に留意し、異常があった場合には所有者の責任において速やかに適切な措置をとります。
- (3) スプリンクラー設備の維持管理上の注意事項及び連絡先を見やすいところに表示します。